

新生児に係る検診等に関する消費税額の課税誤りについて（お詫び）

この度、当センターにおいて、平成3年の消費税法の改正により、新生児に係る検診等に関する費用の一部について、本来徴収する必要のない消費税額を徴収していた事が判明しました。

ご迷惑をおかけした対象者の方をはじめ、関係の皆様には深くお詫びするとともに、今後このようなことがないように、再発防止に努めてまいります。

返金方法等については、以下をご確認くださいますようお願いいたします。

1. 対象期間等

対象期間：平成25年3月1日～令和5年2月28日退院まで
（令和5年3月1日より非課税措置実施済）

返金額：一人当たり 平均800円

対象項目：乳児健診（入院中）、ガスリー検査、新生児のオムツ料金、
新生児聴覚検査

2. 返金方法

当センターより対象者の皆様にお詫びと返金方法のお知らせを郵送いたします。
同封の書類に必要事項をご記入いただき、返信用封筒(切手不要)でご返送いただきますようお願いいたします。

必要書類を確認後、誤徴収した消費税相当額を口座振り込みにより返金させていただきます。

3. 本件に関するお問い合わせ先

市立東大阪医療センター 医事課

電話：06-6781-5101（代表）

問合せ時間 平日9時00分～17時00分